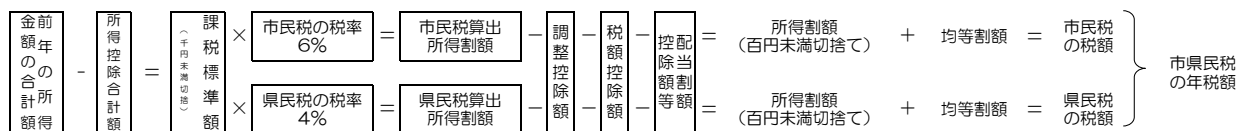


平成31年度 市・県民税の計算方法



所得金額

【給与所得金額計算表】

給与等の収入金額の合計額	給与所得金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得金額
651,000円未満	0円	1,628,000円～ 1,799,999円	収入金額×4 ※1,000円未満は切り捨て (算出金額=K)
651,000円～ 1,618,999円	収入金額 -650,000円	1,800,000円～ 3,599,999円	K×2.4
1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円	3,600,000円～ 6,599,999円	K×2.8- 180,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円	6,600,000円～ 9,999,999円	K×3.2- 540,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円	10,000,000円以上	収入金額×0.9-1,200,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円		収入金額-2,200,000円

【公的年金所得金額計算表】

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金所得金額	受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金所得金額
65歳未満の人(昭和29年1月2日以降生まれ)	70万円以下	0円	65歳以上の人(昭和29年1月1日以前生まれ)	120万円以下	0円
	70万円超	(A)-70万円		120万円超	(A)-120万円
	130万円未満	(A)×0.75-		330万円未満	(A)×0.75-
	130万円以上	(A)×0.75-		330万円以上	(A)×0.75-
	410万円未満	(A)×0.85-		410万円未満	(A)×0.85-
	410万円以上	(A)×0.85-		410万円以上	(A)×0.85-
770万円未満	770万円未満	(A)×0.95-	770万円以上	770万円以上	(A)×0.95-
	770万円以上	(A)×0.95-		770万円以上	(A)×0.95-

所得控除

※(7)～(12)については前年の12月31日(年の途中で死亡した場合は、その死亡の日)の現況によって判断します。

(1) 雑損控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{① 損失額} - \left(\begin{array}{l} \text{保険金・} \\ \text{損害賠償金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{総所得金額} \\ \text{等の合計額} \end{array} \right) \times 10\% \\ \text{② 災害関連支出の金額} - 5万円 \end{array} \right\} \text{のいずれか} = \text{雑損控除額}$	(7) 障害者控除	26万円	ただし、特別障害者については30万円 (特別障害者で同居している場合は53万円)																																																																			
(2) 医療費控除	$\left(\begin{array}{l} \text{前年中に支払った} \\ \text{医療費の額から保険} \\ \text{金等で補てんされた} \\ \text{額を差し引いた金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等の合計額の} \\ 5\% \text{相当額又は10万円の} \\ \text{いずれか少ない金額} \end{array} \right) = \text{医療費控除額}$ <p>(限度額200万円)</p> <p>※ 地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合(セルフメディケーション税制)</p> $\left(\begin{array}{l} \text{特定一般医薬品等購入費} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} 12,000円 \end{array} \right) = \text{医療費控除額}$ <p>(限度額88,000円)</p>	(8) 寡婦(寡夫)控除	26万円	ただし、特別の寡婦については30万円																																																																			
(3) 社会保険料控除	社会保険料の支払額	(9) 勤労学生控除	26万円	本人が学生・生徒などである場合に控除されます。ただし、合計所得金額が65万円超の人や、勤労によらない所得が10万円超の人は控除を受けられません。																																																																			
(4) 小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額	(10) 配偶者控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養対象配偶者</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>		納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	33万円	22万円	11万円	老人扶養対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																																							
納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																				
配偶者控除	33万円	22万円	11万円																																																																				
老人扶養対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																																																				
(5) 生命保険料控除	<p>前年中に支払った一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料についてそれぞれ次の算式により計算した金額が生命保険料控除額になります。(限度額70,000円)</p> <p>一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額です。(限度額28,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新契約</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧契約</td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料		控除額	新契約	12,000円以下	支払保険料の全額	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	旧契約	56,001円以上	28,000円	15,000円以下	支払保険料の全額	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円		40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円		70,001円以上	35,000円	(11) 配偶者特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>38万円超 85万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>85万円超 90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>		納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の合計所得金額				38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
支払保険料		控除額																																																																					
新契約	12,000円以下	支払保険料の全額																																																																					
	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円																																																																					
	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円																																																																					
旧契約	56,001円以上	28,000円																																																																					
	15,000円以下	支払保険料の全額																																																																					
	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円																																																																					
	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円																																																																					
	70,001円以上	35,000円																																																																					
納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																				
配偶者の合計所得金額																																																																							
38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円																																																																				
85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円																																																																				
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円																																																																				
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円																																																																				
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円																																																																				
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円																																																																				
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円																																																																				
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円																																																																				
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円																																																																				
(6) 地震保険料控除	<p>次により計算した金額が地震保険料控除額になります。</p> <p>① 地震保険 前年中に支払った地震保険料の1/2相当額(限度額25,000円)</p> <p>② 旧長期損害保険(平成18年12月31日までに締結したもの) 保険料のうち(5,000円までの部分の全額)+(5,000円を超える部分の金額の1/2)(限度額10,000円)</p> <p>①+②=(限度額25,000円)</p>	(12) 扶養控除	<p>扶養親族のうち</p> <p>① 16歳以上19歳未満の人 1人につき ……33万円</p> <p>② 19歳以上23歳未満の人(特定扶養親族) 1人につき ……45万円</p> <p>③ 23歳以上70歳未満の人 1人につき ……33万円</p> <p>④ 70歳以上の人 同居する老親等 1人につき ……45万円 (老人扶養親族) その他の老人扶養親族 1人につき ……38万円</p>																																																																				
		(13) 基礎控除	33万円																																																																				

税額控除

●調整控除

市民税・県民税と所得税では人的控除額に差がありますので、これによる負担増の調整のため、所得割額から調整控除額が控除されます。

市 県 民 税 の 合計課税所得金額※	調 整 控 除 額 (市民税3/5 県民税2/5)
200万円以下の人	①、②のいずれか少ない金額の5% ①人的控除額の差の合計額 ②市県民税の合計課税所得金額
200万円超の人	{人的控除額の差の合計額 - (市県民税の合計課税所得金額 - 200万円)} × 5% ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

※ 合計課税所得金額は、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

人的控除額の差 (金額欄参照)

控除の種類		金額	控除の種類			金額					
障害者 控除	普通	1万円	納税義務者の合計所得金額								
	特別	10万円		900万円以下	900万円超	950万円超					
	同居特別	22万円		5万円	950万円以下	1,000万円以下					
寡婦 控除	一般	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円				
	特別	5万円		老人	10万円	6万円	3万円				
寡夫控除		1万円	特別配偶者 控除	配偶者の 合計所得金							
扶養 控除	一般	5万円			38万円超						
	特定	18万円			40万円未満	5万円	4万円	2万円			
	老人	10万円	40万円以上								
	同居老親等	13万円	45万円未満	3万円	2万円	1万円					
基礎控除		5万円									

●配当控除

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外 貨 建 等 以 外 の 証 券 投 資 信 託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※平成31年度以外の税額の算出については、各年度の地方税法によります。

※税法が改正されたときは、改正内容によります。

●住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額に市民税は3/5、県民税は2/5の割合を乗じた金額

- 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
- 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

居住年	控除限度額
2009年～2014年3月31日	所得税の課税総所得金額×5%（最高97,500円）
2014年4月1日～2021年12月31日	所得税の課税総所得金額×7%（最高136,500円）

●寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 広島県共同募金会又は日本赤十字社広島県支部に対する寄附金

3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として広島県又は尾道市の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、上表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は2/5、市民税は3/5に相当する金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）をさらに加算した金額

総所得金額から人的控除調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超え	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

●配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

●均等割額

市民税	県民税
3,500円	2,000円※

※このうち500円は「ひろしまの森づくり県民税」として負担していただくものです。

（注意）次のいずれかに該当する人は均等割の軽減があります。

①納税義務者の同一生計配偶者又は扶養親族で均等割が課税されている人 1,000円

②①に該当する人を二人以上有する人で均等割が課税されている人
該当扶養親族等一人について500円（限度額1,500円）